

第1回 岩内町地域公共交通活性化協議会 議事録

日時 平成26年2月25日(火) 13:30～
場所 岩内地域人材開発センター
出席者 別紙のとおり

議 事 内 容

(中村企画担当係長)

本日はお忙しいところ御出席を賜り、厚く感謝申し上げます。

定刻となりましたので、ただいまより、「第1回 岩内町地域公共交通活性化協議会」を開催したいと存じます。

開会にあたりまして、岩内町副町長であります、小熊副町長より、一言ご挨拶をお願いしたいと存じます。

(小熊副町長)

副町長の小熊と申します。第1回地域公共交通活性化協議会の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、2月の月末というこの時期に、皆様にご案内申し上げましたところ、お忙しい時間を割いてお集まり頂き、誠にありがとうございます。

本来ですと、上岡町長がこの場でご挨拶を申し上げるところであります。札幌での会議が急に入りまして、本日どうしても出席できないことをお詫び申し上げます。

さて、当町においては、高齢化の進展等を背景に、身近な移動手段として、地域に最適な交通手段の確保や、高齢者等が外出しやすいまちづくりの推進が課題となっております。

このような中、この地域に必要な自分たちの「足」をどう考え、どの様に実現していくかといったことを、本「地域公共交通活性化協議会」において委員としてご参画していただき、協議、検討する場と位置付けており、行政や交通事業者、関係団体、そして利用者が、一体となって協議・検討を行い、今後の地域交通を創っていければと考えているところであります。

さらに、地域公共交通の活性化は、高齢者等の福祉政策や市街地の活性化など、あらゆる分野において、重要な役割を担っております。

どうか皆様におかれましては、この岩内町にとって、どんな生活交通体系がふさわしいのかにつきまして、地域の実情を踏まえて検討していただきますよう、お願い申し上げます。甚だ簡単ではありますが、ご挨拶とさせていただきます。

どうかよろしく申し上げます。

(中村企画担当係長)

ありがとうございました。ここで、議事に入る前に、配付資料の確認をさせていただきます。

(順次 資料確認)

次に会議次第の3、「岩内町地域公共活性化協議会規約」等の決定について、岩内町企画産業課 企画担当課長の中川よりご説明いたします。

(中川企画担当課長)

岩内町地域公共交通活性化協議会規約(案)をご説明いたしますので、資料1をご覧ください。

この規約案は13の見出しで構成されております。主要な部分のみ、ご説明いたします。大変失礼ですが、座って説明させていただきます。

第1条は、この協議会の目的を記載しており、岩内町地域公共交通活性化協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画の素案作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため設置する。とするものであります。

第3条は、事業についてであり、この協議会は、第1条の目的にあります、地域公共交通総合連携計画の素案作成に関する協議や連携計画の実施に係る連絡調整を実施し、連携計画を作成するため、次の事業を行うとしております。

1号は、連携計画の素案作成の協議に関すること。2号は、連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。3号は、連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。4号は、1～3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。としております。

第4条は組織についてで、協議会は、次に掲げる委員で組織することとしております。

なお、6号及び7号に下線を引いてございますが、これは先に、会議の案内文書と一緒に規約案等も同封させていただいておりますが、その時と一部記載が変わったところであります。

まず、岩内町長が指名する岩内町職員。

- ・国土交通省北海道運輸局札幌運輸支局長が指名する者。
- ・北海道後志総合振興局長が指名する者。
- ・関係する道路管理者が指名する者。
- ・岩内警察署長が指名する者。
- ・町内に事業所を有する一般乗合旅客自動車運送事業者。
- ・町内に事業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者。

ここですが、輸送事業者を運送事業者に、変更させて頂いております。

・地域住民又は利用者の代表とし、各関係団体のほか、日常的にバスやハイヤー、タクシーを利用される方からも意見をお聞きしたいとの考えから、1月号の広報誌や町のホームページで2名の一般公募をしましたが、残念ながら応募する町民がいらっしゃいませんでした。

- ・また、その他協議会が必要と認める者。で構成し、

委員の任期は2年、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

また、委員のうち行政機関等の職員については、その職にある期間とするものであります。

第5条は、役員についてであり、会長 1人、副会長 2人、監事 2人で、会長は、岩内町副町長をもって充てることとしております。また、

副会長及び監事は、会長が指名するものをもって充てる。としております。

第7条は、協議会の会議についてであり、会議は会長が招集し、会長が議長となる。会議は、過半数が出席しなければ、開くことができないこととし、委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができ、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。こととし、会議の決議方法は、会議出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。としております。

また、この会議は原則として公開で行うとともに、協議会に関する情報、たとえば、本日の配付資料ですとか、会議終了後の議事録など、岩内町のホームページ等を利用して広く公表したい。と、考えております。

第8条は分科会についてであります。今後、専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。としております。

第9条は、協議会に事務局を置くこととし、事務局は、岩内町企画経済部企画産業課（企画・原子力発電所担当）に置くこととしております。

第10条は、経費の負担についてであり、運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てることとしております。

第12条は、協議会が解散した場合の措置について記載しており、協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。としております。

なお、附則としまして、この規約は、平成26年2月25日から施行する。とするものであります。

次に、岩内町地域公共交通活性化協議会財務規程案、及び事務局規程案でございますが、財務及び事務に関する基本的な事項を記載させて頂いております。また、会議の案内文書と一緒に同封させていただいておりますので、説明は省略させていただきたいと存じます。

以上で、説明を終わります。

（中村企画担当係長）

以上、岩内町地域公共交通活性化協議会の規約、事務局規程、財務規程をご説明しましたが、何か異議やご意見などございましたら、挙手をお願いいたします。

無ければ、この通り制定してよろしいでしょうか？

～ 異議無しの声 ～

（中村企画担当係長）

ありがとうございます。資料1で提案させて頂いたとおり、協議会規約、事務局規程、財務規程について決定させていただきます。

（中村係長）

次に会議次第の4、委員及び事務局の紹介をさせていただきます。

本日、第1回目の会議ですので、ここで各委員の皆様をご紹介します。

配付しております、岩内町地域公共交通活性化協議会 委員名簿の順に、

お名前を読み上げますので、それぞれご挨拶をおねがいします。

(名簿順による)

(中村企画担当係長)

会議次第の 5、引き続き、委嘱状の交付を行います。

(席順により、副町長より各委員に交付)

(中村企画担当係長)

会議次第の 6、役員の選任でございます。先ほど決定させていただきました、協議会規約第 5 条第 2 項で、会長は、岩内町副町長をもって充てる。となっており、また規約第 7 条で会長が議長となる。と、なっておりますので、小熊会長に議事を進めて頂きたいと思えます。

(小熊会長)

小熊でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは私の方から、副会長、監事を選任したいと存じます。

協議会規約第 5 条第 1 項 2 号で副会長 2 名、3 号で監事 2 名となっております。また第 3 項に副会長及び監事は、会長が指名するものをもって充てるとなっておりますので、私から指名させて頂きたいと存じます。

副会長に、老人クラブ連合会事務局長の花田委員。札幌大学教授の千葉委員に副会長をお願いしたいと存じます。

また、監事には、社会福祉協議会事務局長の本間康弘委員、商店街連合会会長の福嶋委員をお願いしたいと存じます。

また、規約第 9 条及び事務局規程第 3 条に基づき、当協議会の事務局長に、岩内町企画経済部企画産業課 中川企画・原子力発電所担当課長とし、事務局員を企画産業課企画・原発担当職員でお願いしたいと存じます。どうぞ宜しくお願ひいたします。

(小熊会長)

会議次第の 7、報告事項であります。事務局から説明させていただきます。

(中川事務局長)

地域公共交通活性化協議会設置の目的と役割 及び 岩内町における公共交通の現状についてご説明いたしますので、資料 2 をご覧願ひます。

まず最初に、地域公共交通活性化協議会設置の目的と役割についてであります。

(1) 協議会の設置の目的についてであります。先ほど決定させて頂いた規約第 1 条に定められております、「岩内町地域公共交通総合連携計画」の素案を作成することであり、この連携計画を策定するに当たって、地域住民(利用者・関係団体)、交通事業者、関係機関、町がそれぞれの立場から、この地域にとって、どんな生活交通がふさわしいのか、また町の生活に必要な移動手段の確保を含む、岩内町の地域公共交通のあり方や

活性化の方策を検討することで、その手法の一つとして住民アンケートの実施を予定しており、この連携計画に位置づけられた事業を実施することが、目的と考えております。

次に（２）、協議会の役割でございますが、岩内町内における公共交通に関する課題を発見し、課題を解決する方策（事業）を検討し、公共交通の活性化につなげるための方策（事業）を検討することが、役割と考えております。

次に、四角で困っているところは、地域公共交通総合連携計画を策定した先進地の事例として、十勝管内の芽室町の実例について記載させていただいております。

成功している理由を記載させて頂いておりますが、

- ・高齢者のコミュニティバスに対する意識が高く、進んで利用している。また、広域的な交通網としているため、目的地まで時間がかかるが、乗ってしまえばそのうちに到着するという感覚で乗る人が多い。ことや、
 - ・町内会が主体の取組（例：バス停や乗降する場所の除雪や管理）を実施していること、
 - ・商工会との連携（利用者に対して、各商店で使用できるクーポン券の発行）していること、
 - ・医療機関の近隣に停留所を設けるなど、利便性の向上を図っている。
- など、乗車する側、また地域や商店などがうまく連携することが成功の秘訣となっているようであります。

また、後志管内では、ニセコ町はデマンド型バスの運行（事前予約制）、や倶知安町でのコミュニティバス「じゃがりん号」をワンボックスカーで運行しております。

引き続き、岩内町における公共交通の現状についてご説明いたしますので、裏のページをご覧ください。

まず、一般乗合旅客自動車運送事業者、通常、路線バス事業者と言いますが、

◇北海道中央バスにおかれましては、

- ・高速いわない号（往復） 16本
- ・神恵内線（3系統：往復） 12本（①盃温泉行、②発足・泊老人H經由大森行、③発足・998經由川白行）
- ・岩内円山線（循環線） 4本 運行しており、

◇また、ニセコバスにおかれましては、

- ・雷電線（往復） 6本
- ・倶知安線（往復） 9本 運行し、

岩内バスターミナルを起点に営業しております。

また、一般乗用旅客自動車運送事業者、通常、ハイヤータクシーのことを言いますが、岩内町内においては

- ・キングハイヤー 保有車両が 17台＋ジャンボハイヤー2台
- ・フレンドタクシー 保有車両が 17台＋ジャンボタクシー1台

の2社が営業しております。

岩内町が保有しているバスは、補助席を含む40人乗りのバス1台を保有しております。

その他としましては、

- ・老人福祉センターを利用する高齢者に対し、週2回の移送サービスをキングハイヤー、フレンドタクシーに委託しており、
- ・町内にあります円山地区の宿泊温泉施設が、独自に自社バスにより町内各所のポイントで送迎を行っております。

参考として、岩内町内における、バス路線を記載した図面を添付させていただきます。以上であります。

(小熊会長)

ただいま事務局より、報告事項として、「地域公共交通活性化協議会設置の目的と役割」、「岩内町における公共交通の現状」についてご説明がございましたが、なにかご質問等がございましたら、お受けいたします。

～ な し ～

(小熊会長)

引き続き、会議次第の8、議題について事務局から説明させていただきます。

(中川事務局長)

次に、資料3、今後の取り組み事項についてご説明します。

協議会設立後、具体的な取り組み内容については、協議会の議論を得て、決定していくものであると考えております。

本日、協議会を設立し、規約等も決定させていただき、今後、住民アンケートを実施するなかで地域のニーズを把握し、乗合バスの乗降実態調査や交通事業者へのヒアリング等を実施しながら、地域公共交通総合連携計画の素案を策定し、総合的な合意形成を図っていく考えであります。

また、今後の予定として、あくまでも事務局案ではございますが、本日、第1回 協議会において、規約の制定、役員の決定など決定させていただきました。

今後は、6月に第2回 協議会で予算案、計画の策定業務委託についてなど、7月に第3回 協議会で委託業者の決定についてなど、審議頂き、調査業務委託を実施させていただきます。

10月に第4回 協議会において各種調査の進捗よく状況を報告させていただき、年明け1月に第5回 協議会で、計画の素案についての審議、来年3月、計画案、次年度について第6回 協議会を開催し、その中で、地域住民のニーズが高く、総合的な公共交通の確保が必要と判断されれば、次年度以降、資料3でご説明させていただいた、生活ネットワーク計画を策定し、そのネットワーク計画の中で、町内を走る路線バスの位置付けや、コミュニティバス、乗合タクシーなどの実証実験を実施するなど、更なる計画を策定することとなります。

次に、国の補助事業活用（地域公共交通確保維持改善事業）についてご説明いたしますので、資料4をご覧ください。

最初に、(1) 地域公共交通確保維持改善事業ということで、国の補助制度についてご説明いたします。

平成19年10月、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が施行され、地域の合意形成による地域公共交通活性化再生に向けた環境整備がなされました。

この制度は、この法律に基づき設立された協議会（法定協議会）が、地域公共交通総合連携計画の策定、同計画に基づく事業の具体化の実現のために、地域におけるバス、乗合タクシー等の事業、公共交通利用促進等の多様な取り組みを、地域の合意に基づいて行うものであります。

具体的には、地域公共交通総合連携計画の策定のための調査事業や、当該計画に基づいて実施される事業について、地方運輸局長が事業計画の認定を行い、国費による補助を行うものであります。

町としてはまず、平成26年度において、岩内町における公共交通のあり方を検討するため、町民の交通ニーズに係るアンケート等を実施し、その結果を参考としながら、地域公共交通総合連携計画を策定し、その中で、地域公共交通の充実が必要との判断がなされれば、平成27年度以降、次のステップとなる、岩内町生活交通ネットワーク計画を策定し、実証運行実験など進めていきたいと考えます。

(2)は、計画の策定と実施についてで、いまご説明させていただいた流れを図で示したものであります。

引き続き、岩内町地域公共交通活性化協議会予算案についてご説明いたしますので、資料5をご覧ください。

平成26年度予算（案）につきましては、ご覧のとおり、歳入・歳出とも0円であります。

理由につきましては、下段に記載させていただいておりますが、本日の協議会において、地域公共交通に関する今後の方針が決定されたのち、予算化するのが「筋」であると考えております。

つきましては、地域公共交通総合連携計画を策定する際、必要な各種調査・計画策定に関する経費分につきましては、町の一般会計補正予算で対応することとし、議決後、速やかに協議会を開催し、予算案を諮ることとしたい。と考えております。以上です。

(小熊会長)

ただいま事務局より、「今後の取り組み事項について」、「国の補助事業活用について」、「岩内町地域公共交通活性化協議会予算（案）について」の説明がありましたが、なにかご質問、ご意見等がございましたら、お受けいたします。

～ 特になし ～

(小熊会長)

次に、会議次第の9、その他で、資料番号の6、「岩内町の地域公共交通を考える」と題したPowerPointの資料が配付されております。

この資料の説明は省略させていただきますが、この資料については、地域公共交通とは、単に、バスやハイヤー・タクシーを走らせるのではなく、

「まちづくり」に貢献するものであるという観点で、事務局が作成した資料であります。

後ほどご覧になっていただき、今後、協議を進める上で参考にして頂ければと思います。

(小熊会長)

本日の会議次第は以上であります。全体を通じて、ご意見・ご要望ございませんか？

～ な し ～

(小熊会長)

ここで、各自治体の活性化協議会に参加されております、北海道運輸局札幌運輸支局の工藤委員、なにかアドバイスのことも含めて一言おねがいしたいのですが？

(工藤委員)

管内の色々な自治体を回らせていただいて、各自治体により様々な問題があり、どうしようかということで同じように何度も議論を重ねて、皆さんにご協力頂きながら実行し、議論をさせて頂いていくのですが、1番は利用される住民の皆様の御理解と御協力がないと上手くいきません。

協議会の場において、バス事業者やタクシー事業者が入っているわけですが、この場のなかで何気なく利用しているバスやタクシーが、こういった規制や法律のなかで行われていること。普段わからないこと。気づかないこと等がオープンになり、協議会が開かれることで、ある程度、実際になって、これから先をどのように進めていくかということで、利用者もこうやってみようじゃないかという方向に進んでいくと。アンケートを実施して実証実験となるのですが、数字が伸びない部分もあるが、潜在的には高齢者の関係、福祉の関係いわゆる交通弱者と言われる皆様がいるのも事実で、何とか利用しようという住民の方も沢山いらっしゃるの、そういった方達が、どう乗りやすく、利用しやすいモノにしていくのか、誰かが中心となっていくのではなく、皆様一緒に考えて、1つのモノを創って頂きたいと考えております。

(小熊会長)

ありがとうございました。また、同じく各地域で公共交通の活性化などで、ご活躍されている札幌大学の千葉委員、なにか一言お願いします。

(千葉委員)

まず公共交通をどういう視点で考えるか、これから進める上での留意点を申し上げたいと思います。

第1に、公共交通活性化とあるが、交通だけの活性化はありえないということです。

こういう事象を派生需要といいます。これは本来の需要があり、はじめて派生するもので、具体例を上げますと、今日の会議に出席することが本

来の需要、そこに出席するためにとった交通行動が派生需要で、日常的な交通の中で考えられるものは殆どが派生需要です。

交通を活性化するのは本来、需要を活性化するという事で、つまり地域活性化をどうやって進めるかということと同じことです。

それから、地域活性化のための交通サービスを考えるということになります。

まずやるべきことは、地域活性化で交通だけが存在することはありえない。交通サービスを提供するという事は、ある種のビジネス行為です。これから考えていくことは、サービス事業を展開するための、事業計画を立てることと殆ど同じです。

そうすると、どういうビジネスモデルがありうるのか、というのをまずお考え頂きたい。路線バス事業は、固定費が掛かり利益を取りにくいいため、バス事業のサービスを提供するのに、大変ご苦労なされていることと思います。収支が取りにくくなってきているところは、やむを得ず路線を縮小したり整理したり、ということを行っているわけですが、それはビジネスモデルとして成り立たなくなってくるわけですから、それを続けるという選択をとるということは、色々頑張らないとならない。ですから路線バス事業ではない、新しい交通移送サービスを考える必要があります。コミュニティバス、乗り合いタクシー等、交通移送サービスの事業モデルとしてございますが、成り立つ条件と成り立たない条件があります。そういうことをしっかりとお考えいただき、バス事業者等と自治体のお互いの利益になるような領域を決め、バス事業者がビジネス展開を出来にくくなった地域を補完していく必要があります。

次に、資料6の6ページに、最も大事なことが書かれており、それは「運行後のマネジメント」であります。このような運行後のマネジメントをする体制をどうつくるかが大事で、成功しているところの殆どはマネジメントのチェックをする中に、住民参加の体制が取られており、スムーズに行く秘訣でもございます。

そのようなことをお考え頂き、これから先どのように進めるか、できる限りお手伝いさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(小熊会長)

ありがとうございました。

これで、本日の会議日程がすべて終了しました。

次回の協議会は、町の補正予算等の関係もございまして、6月を目途に開催させていただきたいと存じます。日程等が決まり次第改めて事務局よりご案内させていただきますので、宜しくお願ひしたいと存じます。これをもちまして、第1回岩内町地域公共交通活性化協議会を終了させていただきます。

本日は長時間にわたりありがとうございました。